

直江津郵便局の郵便区統合（集配拠点の集約）に関する具体的要員措置計画の提示

2017年12月18日  
信越支社

「労使関係に関する協約」第78条（4）に基づき、下記のとおり提示する。

記

1 対象局

- (1) 被統合局  
直江津郵便局
- (2) 統合局  
高田郵便局

2 実施日

2018年5月1日（火）

3 発生予想過員等

別紙1のとおり

4 具体的要員措置方法

実施日において、直江津郵便局総務部及び郵便部社員（社員コード2001）を高田郵便局へ配置転換する。

(1) 意向確認の実施

駐車施設、配転一時金算出等の準備のため、別紙2により事前に異動に伴う通勤手段及び通勤時間の確認を行う。

(2) 配転一時金の支給

この郵便区統合の実施に伴い、配置転換となる正社員に別紙3のとおり配転一時金を支給する。

5 社員周知

局内掲示及びミーティング等で周知する。

直江津郵便局の郵便区統合に伴う発生予想過員等（正社員）

局名	部名	計画人員数			現在員数			過欠員数 ②-①	発生予想 過員数
		現行	改正 ①	増減	高田	直江津	計 ②		
高田	総務部	6	7	1	5	2	7	0	0
	郵便部	19	24	5	16	4	20	▲ 4	0
	第一集配営業部	36	36	0	34	—	34	▲ 2	0
	第二集配営業部	21	43	22	17	19	36	▲ 7	0
	合計	82	110	28	72	25	97	▲ 13	0

局名	部名	計画人員数			現在員数 ②	過欠員数 ②-①	発生予想 過員数
		現行	改正 ①	増減			
直江津	総務部	2	0	▲ 2	2	2	2
	郵便部（内務）	6	0	▲ 6	4	4	4
	郵便部（外務）	22	0	▲ 22	19	19	19
	合計	30	0	▲ 30	25	25	25

※上記表の計画人員及び現在員数には、管理者及び総務部の3001系社員は含まない。

(案)

別紙2

配転に伴う通勤状況等調書

2018年5月1日現在

所属	直江津郵便局 部 (内務・外務)	役職		ふりがな 氏名	印
現住所					
【現在の通勤方法】					
自宅					直江津局
					計 分
【記入例】 自宅 _____ バス停 _____ ○○駅 _____ ○○駅 _____ ○○局					
		徒歩5分	15分	30分	徒歩3分
					計53分
【高田郵便局までの通勤】					
自宅					高田局
					計 分
※記入例は上記「現在の通勤方法」と同様					
○ 自宅の最寄駅 _____ 線 _____ 駅 (最寄駅まで 徒歩・バス・自転車・バイク _____ 分) (電車の利用がない場合も記入してください。)					
○ 高田郵便局周辺での通勤用自家用車の駐車場の要否 【 必要 ・ 不要 】 (高田郵便局までの通勤手段が自家用車の場合に記入してください。)					
【扶養親族の有無】					
○ 満22歳未満の子・孫・弟妹 【 有 ・ 無 】					
○ 満60歳以上の父母・祖父母 【 有 ・ 無 】					
○ 重度心身障害者 【 有 ・ 無 】					
備考					

注意事項：この調書は必ず本人が記入し、2018年※月※日(※)までに所属部長へ提出してください。

## 「労使関係に関する協約」に基づく配転一時金

配置転換実施日に配置転換させる正社員に対しては、それぞれ次の各号に掲げる金額の範囲内において「配転一時金等」を支給する。

### (1) 配転一時金

ア 配置転換実施時の住居から配置転換先の郵便局へ通勤するときの通常の通勤所要時間が1時間30分（従来の通勤所要時間が1時間30分を超えているときは、その時間）を超える場合の異動＝48,000円

イ 前記ア以外の場合の異動＝40,000円

### (2) 配転一時金の特別加算

配転一時金を支給される正社員に対しては、次の各項のいずれかに該当する場合、前記(1)の配転一時金に次の各項の区分に定める金額の配転一時金を特別加算して支給する。

ア 配置転換実施時の住居から配置転換先の郵便局へ通勤するときの通常の通勤所要時間が1時間30分（従来の通勤所要時間が1時間30分を超えているときは、その時間）を超える場合

(7) 住居を移転する正社員のうち、配偶者を有する場合又は次に掲げる者のうち他に生計の道がなく主として当該正社員の扶養を受けている者を有する者

＝137,000円

A 満22歳に達した日以降における最初の3月31日（4月1日生まれの者は、満22歳に達する日の前日）に達するまでの子、孫及び弟妹

B 満60歳以上の父母及び祖父母

C 重度心身障害者

(4) 住居を移転する正社員のうち、前記(7)に掲げる場合以外の場合

＝95,000円

(5) 住居を移転しない場合＝68,000円

イ 前記ア以外の場合

(7) 通勤所要時間が異動前に比べて50分以上延長する場合＝47,000円

(4) 通勤所要時間が異動前に比べて40分以上延長する場合＝26,000円

(5) 通勤所要時間が異動前に比べて30分以上延長する場合＝11,000円

### 【参考】配転一時金支給要件表

通勤所要時間 (住居→配置転換先局)	配転一時金 (円)	住居 移転	親族	通勤時間 延長	特別加算 (円)	合計 (円)
1時間30分超	48,000	有	配偶者		137,000	185,000
	48,000	有	扶養親族※		137,000	185,000
	48,000	有	その他		95,000	143,000
	48,000	無	—		68,000	116,000
1時間30分以下	40,000			50分以上	47,000	87,000
	40,000			40分以上	26,000	66,000
	40,000			30分以上	11,000	51,000
	40,000			30分未満	0	40,000

※満22歳未満の子、孫及び弟妹・満60歳以上の父母及び祖父母・重度心身障害者